

# 総務委員会規程

**第1条** 本規程は、委員会に関する規程第3条に基づきこれを定める。

**第2条** 本委員会は、定款第3条に定める目的を達成するため、次の事項について調査研究を行い、その結果を理事会に答申する。

- (1) 事業計画及び予算に関すること
- (2) 事業及び決算の報告に関すること
- (3) 会費及び入会金の基準に関すること
- (4) 会員等級、各種表彰の審査に関すること
- (5) 定款に関すること
- (6) 各種委員会間の連絡に関すること
- (7) 各種委員会の取扱いに属さないこと

**第3条** 本委員会は、委員長1名、委員14名以内を以って構成する。なお、必要に応じ副委員長を置くことができる。

**第4条** 本委員会の委員は、会員会社の役職員又は学識経験者の中から会長が委嘱する。

**第5条** 本委員会の委員長は、会長が委嘱する。

**第6条** 本委員会に必要な部会を置くことができる。

**2** 部会の委員は、会員会社の役職員又は学識経験者の中から会長が委嘱する。

**3** 部会の部会長は、部会委員の互選により決定する。なお、必要に応じて副部会長を置くことができる。

**第7条** 本委員会及び部会の委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

**2** 補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の任期の残存期間とする。

**第8条** 本規程以外に本委員会の運営上特に必要となった事項については、その都度委員会で決定する。

## 附 則

本規定は、一般社団法人東京建設業協会としての登記の日から適用する。